



気象庁

広島地方気象台

Hiroshima Local Meteorological Office, JMA

報道発表

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和4年1月14日  
広島地方気象台

## 広島市の気象警報等の発表区域の変更について

広島市の気象警報等の発表区域（二次細分区域）を現行の1つの区域から8つの行政区域ごとに発表するように変更します。

広島市においては、必要な区域を絞り込んだうえで気象警報等をより適時・適切に発表することができ、各地域の気象状況に応じた自治体の防災対応をよりの確に支援することが可能となります。

広島県広島市に発表する気象警報等（気象に関する特別警報、警報、注意報）の発表区域について、広島市の準備が整ったことから、現行の1つの区域から8つの行政区域ごとに発表するように変更します。

また、この発表区域の変更に併せて、現行の1つの区域から8つの行政区域ごとに、その地域に応じた新たな気象警報等の基準を設定します。

これにより、広島市においては、必要な区域を絞り込んで気象警報等をより適時・適切に発表することができ、各地域の気象状況に応じた自治体の防災対応をよりの確に支援することが可能となります。

変更日時等の詳細は下記のとおりです。

### 記

- 1 変更日時  
令和4年3月24日13時（予備日：令和4年3月29日13時）
- 2 発表区域（二次細分区域）の変更  
現行の気象警報等の発表区域（二次細分区域）「広島市」を「広島市中区」、「広島市東区」、「広島市南区」、「広島市西区」、「広島市安佐南区」、「広島市安佐北区」、「広島市安芸区」、「広島市佐伯区」の8つの行政区域に分割します（別紙1参照）。
- 3 気象警報等の基準変更  
分割により「広島市」の気象警報等（気象特別警報・警報・注意報）基準が変更となります（別紙2参照）。

問い合わせ先：広島地方気象台 担当：浜岡

電話 082-223-3953（平日8時30分～17時15分まで）

# 気象警報等の発表区域（二次細分区域）の変更

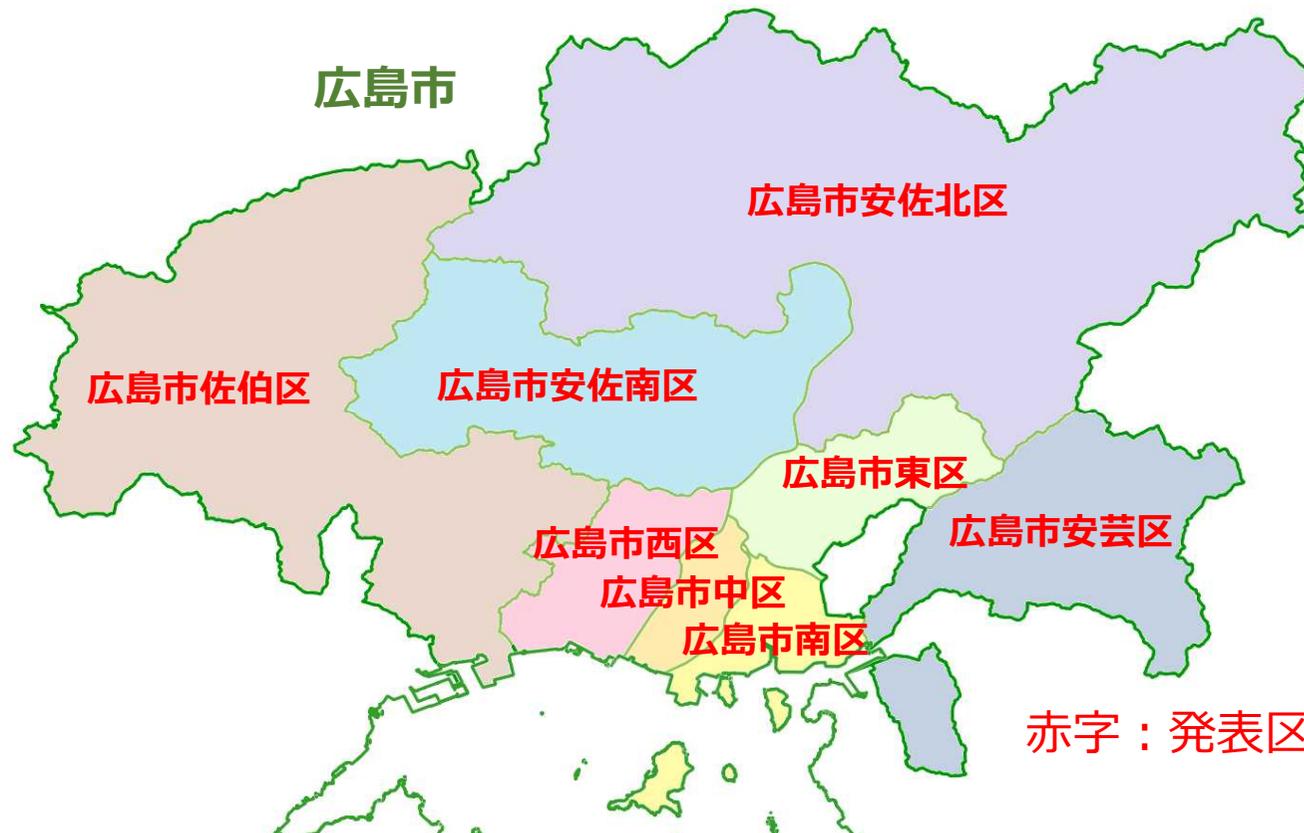
別紙 1

## 広島市の気象警報等の発表区域の名称と対象区域

現行：広島市

変更後：広島市中区、広島市東区、広島市南区、広島市西区、  
広島市安佐南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、広島市佐伯区  
の8つの行政区域に分割

※現行の23市町の広島県内の気象警報等の発表区域は  
広島市を現行の1つの区域から8つの行政区域ごとに分割した30市町区に変更。



赤字：発表区域の変更後の名称

# 大雨警報・注意報、洪水警報・注意報基準の新旧対照表等

別紙 2 - 1

## 1 大雨警報基準（赤：新基準、青：現行基準）

警報の種類	細分区域名			表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	細分区域名 市区町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市区町村等					
			新					
大雨警報	南部	広島・呉	広島市中区	16	120	広島市	16	115
			広島市東区	16	120			
			広島市南区	16	120			
			広島市西区	16	118			
			広島市安佐南区	16	118			
			広島市安佐北区	16	115			
			広島市安芸区	16	118			
			広島市佐伯区	16	116			

## 2 大雨注意報基準（赤：新基準、青：現行基準）

注意報の種類	細分区域名			表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	細分区域名 市区町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市区町村等					
			新					
大雨注意報	南部	広島・呉	広島市中区	11	94	広島市	11	90
			広島市東区	11	94			
			広島市南区	11	94			
			広島市西区	11	93			
			広島市安佐南区	11	93			
			広島市安佐北区	11	90			
			広島市安芸区	11	93			
			広島市佐伯区	11	91			

# 大雨警報・注意報、洪水警報・注意報基準の新旧対照表等

別紙 2 -2

## 3 洪水警報基準（赤（上表）：新基準、青（下表）：現行基準）

警報の種類	細分区域名			流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市区町村等			
			新			
洪水警報	南部	広島・呉	広島市中区	旧太田川流域=43.5, 天満川流域=20.5, 元安川流域=23.1, 京橋川流域=5	—	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
			広島市東区	府中大川流域=9.2, 矢口川流域=2.6, 小河原川流域=6.1	太田川流域=(8, 54.8)	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
			広島市南区	猿猴川流域=22, 府中大川流域=12.4	—	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
			広島市西区	八幡川(はちまんがわ)流域=6.9	太田川流域=(8, 44.9)	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
			広島市安佐南区	山本川流域=7.1, 古川流域=21.4, 安川流域=16.2, 奥畑川流域=8.2, 大塚川流域=7.7, 吉山川流域=11.4	太田川流域=(8, 55.5), 安川流域=(8, 14.5), 奥畑川流域=(8, 7.3), 吉山川流域=(8, 10.3)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
			広島市安佐北区	鈴張川流域=10.7, 吉山川流域=14.8, 小河内川流域=9.4, 根谷川流域=17.1, 南原川流域=10, 小河原川流域=10.1, 栄堂川流域=10.8, 山倉川流域=4, 行森川流域=5.7, 矢口川流域=3.7, 三篠川流域=19.4, 大毛寺川流域=9.4	太田川流域=(8, 50.8), 鈴張川流域=(8, 9.6), 吉山川流域=(8, 13.3), 小河内川流域=(8, 8.4), 根谷川流域=(8, 13.2), 三篠川流域=(14, 17.5)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]
			広島市安芸区	瀬野川流域=17.2, 矢野川流域=8.8, 熊野川流域=11.2	瀬野川流域=(8, 17.2), 矢野川流域=(8, 7.9)	—
			広島市佐伯区	八幡川(やはたがわ)流域=21, 石内川流域=10.7, 岡ノ下川流域=12.8, 打尾谷川流域=10.1, 水内川流域=23.1, 伏谷川流域=8.8	太田川流域=(8, 45.5), 八幡川(やはたがわ)流域=(8, 18.9), 石内川流域=(8, 9.5), 打尾谷川流域=(8, 9), 伏谷川流域=(8, 7.9)	太田川上流[土居・加計・飯室]
警報の種類	細分区域名			流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市区町村等			
			現行			
洪水警報	南部	広島・呉	広島市	元安川流域=23.1, 猿猴川流域=22, 八幡川(はちまんがわ)流域=6.9, 府中大川流域=12.4, 古川流域=21.4, 安川流域=16.2, 三篠川流域=19.4, 大毛寺川流域=9.4, 鈴張川流域=10.7, 吉山川流域=14.8, 小河内川流域=9.4, 水内川流域=23.1, 奥畑川流域=8.2, 根谷川流域=17.1, 南原川流域=10, 小河原川流域=10.1, 栄堂川流域=10.8, 伏谷川流域=8.8, 打尾谷川流域=10.1, 矢野川流域=8.8, 瀬野川流域=17.2, 八幡川(やはたがわ)流域=21, 熊野川流域=11.2, 石内川流域=10.7, 岡ノ下川流域=12.8, 山倉川流域=4, 大塚川流域=7.7, 行森川流域=5.7, 矢口川流域=3.7, 天満川流域=20.5, 京橋川流域=5	太田川流域=(8, 54.8), 安川流域=(8, 14.5), 三篠川流域=(14, 17.5), 鈴張川流域=(8, 9.6), 吉山川流域=(8, 13.3), 小河内川流域=(8, 8.4), 奥畑川流域=(8, 7.3), 根谷川流域=(8, 13.2), 伏谷川流域=(8, 7.9), 打尾谷川流域=(8, 9), 矢野川流域=(8, 7.9), 瀬野川流域=(8, 17.2), 八幡川(やはたがわ)流域=(8, 18.9), 石内川流域=(8, 9.5)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]

\* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

# 大雨警報・注意報、洪水警報・注意報基準の新旧対照表等

別紙 2-3

## 4 洪水注意報基準（赤（上表）：新基準、青（下表）：現行基準）

注意報の種類	細分区域名		市区町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準			
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域					新	新	新
							現行	現行	現行
洪水注意報	南部	広島・呉	広島市中区	旧太田川流域=30.5, 天満川流域=16.4, 元安川流域=18.4, 京橋川流域=4	—	—			
			広島市東区	府中大川流域=7.4, 矢口川流域=2, 小河原川流域=4.8	太田川流域=(5, 49.3)	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
			広島市南区	猿猴川流域=17.6, 府中大川流域=9.9	猿猴川流域=(9, 17.6)	—			
			広島市西区	八幡川(はちまんがわ)流域=5.5	太田川流域=(5, 40.4), 八幡川(はちまんがわ)流域=(5, 5.5)	太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
			広島市安佐南区	山本川流域=5, 古川流域=17.1, 安川流域=12.9, 奥畑川流域=6.5, 大塚川流域=6.1, 吉山川流域=9.1	太田川流域=(5, 49.9), 安川流域=(5, 12.5), 奥畑川流域=(8, 5.2), 吉山川流域=(8, 7.3)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]			
			広島市安佐北区	鈴張川流域=8.5, 吉山川流域=11.8, 小河内川流域=7.5, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=8, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.6, 山倉川流域=3.2, 行森川流域=4.5, 矢口川流域=2.9, 三篠川流域=15.5, 大毛寺川流域=7.5	太田川流域=(5, 45.7), 鈴張川流域=(8, 8.5), 吉山川流域=(8, 9.4), 小河内川流域=(8, 7.5), 根谷川流域=(5, 7.4), 山倉川流域=(9, 2.6), 三篠川流域=(7, 13.1), 大毛寺川流域=(9, 6)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]			
			広島市安芸区	瀬野川流域=13.7, 矢野川流域=7, 熊野川流域=8.9	瀬野川流域=(8, 13.7), 矢野川流域=(5, 7), 熊野川流域=(8, 8.9)	—			
			広島市佐伯区	八幡川(やはたがわ)流域=16.8, 石内川流域=8.5, 岡ノ下川流域=10.2, 打尾谷川流域=8, 水内川流域=18.4, 伏谷川流域=7	太田川流域=(5, 40.9), 八幡川(やはたがわ)流域=(5, 16.2), 石内川流域=(5, 8.5), 打尾谷川流域=(8, 8), 水内川流域=(9, 14.7), 伏谷川流域=(8, 5.6)	太田川上流[土居・加計・飯室]			
洪水注意報	南部	広島・呉	広島市	元安川流域=18.4, 猿猴川流域=17.6, 八幡川(はちまんがわ)流域=5.5, 府中大川流域=9.9, 古川流域=17.1, 安川流域=12.9, 三篠川流域=15.5, 大毛寺川流域=7.5, 鈴張川流域=8.5, 吉山川流域=11.8, 小河内川流域=7.5, 水内川流域=18.4, 奥畑川流域=6.5, 根谷川流域=13.6, 南原川流域=8, 小河原川流域=8, 栄堂川流域=8.6, 伏谷川流域=7, 打尾谷川流域=8, 矢野川流域=7, 瀬野川流域=13.7, 八幡川(やはたがわ)流域=16.8, 熊野川流域=8.9, 石内川流域=8.5, 岡ノ下川流域=10.2, 山倉川流域=3.2, 大塚川流域=6.1, 行森川流域=4.5, 矢口川流域=2.9, 天満川流域=16.4, 京橋川流域=4	太田川流域=(5, 49.3), 猿猴川流域=(9, 17.6), 八幡川(はちまんがわ)流域=(5, 5.5), 安川流域=(5, 12.5), 三篠川流域=(7, 13.1), 大毛寺川流域=(9, 6), 鈴張川流域=(8, 8.5), 吉山川流域=(8, 9.4), 小河内川流域=(8, 7.5), 水内川流域=(9, 14.7), 奥畑川流域=(8, 5.2), 根谷川流域=(5, 7.4), 伏谷川流域=(8, 5.6), 打尾谷川流域=(8, 8), 矢野川流域=(5, 7), 瀬野川流域=(8, 13.7), 八幡川(やはたがわ)流域=(5, 16.2), 熊野川流域=(8, 8.9), 石内川流域=(5, 8.5), 山倉川流域=(9, 2.6)	太田川上流[土居・加計・飯室], 太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋], 三篠川[中深川], 根谷川[新川橋]			

\* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## 5 高潮警報・注意報基準（赤：新基準、青：現行基準）

警報・注意報の種類	細分区域名			潮位		細分区域名		
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市区町村等 新	警報 新	注意報 新	市区町村等 現行	警報 現行	注意報 現行
高潮警報・ 高潮注意報	南部	広島・呉	広島市中区	2.5m	2.1m	広島市	2.5m	2.1m
			広島市東区	—	—			
			広島市南区	2.5m	2.1m			
			広島市西区	2.5m	2.1m			
			広島市安佐南区	—	—			
			広島市安佐北区	—	—			
			広島市安芸区	2.5m	2.1m			
			広島市佐伯区	2.5m	2.1m			

## 6 その他の警報・注意報基準

- (1) 大雪警報・注意報においては、広島県では標高300m未満を平地、標高300m以上を山地としています。このため、5 kmメッシュの平均標高で300m未満の領域のみである広島市中区、広島市南区、広島市西区の大雪警報・注意報基準は平地のみの設定とします。
- (2) 暴風（雪）、強風、風雪、波浪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪の各警報・注意報は現行の広島市の基準を各細分区に適用します。陸上・海上の細分がある要素については、広島市中区、広島市南区、広島市西区、広島市安芸区、広島市佐伯区に設定し、広島市東区、広島市安佐南区、広島市安佐北区には設定しません。
- (3) 土砂災害警戒情報の基準については、令和3年6月8日から8つの行政区ごとに設定し、発表しています。